

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No.4
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

レジ袋有料化 医療機関の対応について

会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、7月1日から、全国でプラスチック製買物袋の有料化が始まったことに伴い、「医療機関も対象になるのか」「どのように対応したら良いか」という質問が寄せられています。

厚労省からも6月30日付で発出された「疑義解釈(その20)」と「レジ袋有料化(プラスチック製買物袋有料化)」について、ご質問にお答えします。

問1：窓口で薬や医療材料を出すときのレジ袋は有料化する必要がありますか。

答：レジ袋有料化の対象となるのは小売業に該当する事業であるので、医療機関から出すレジ袋は有料化の対象にはなりません。

問2：コンタクトレンズや自費診療の薬、歯ブラシ等を医療機関から出すとき、有料化の対象になりますか。

答：患者さんのために療養の向上を目的として行われるものであれば、医療サービスの一環に該当しますので、有料化の対象にはなりません。

問3：医院から出すレジ袋を有料化にしたいのですが、①問題はありますか。②療担規則に抵触しませんか。

答：①レジ袋有料化の対象にならない事業でも、自主的な取り組みとして有料にすることは国が推奨していますので問題ありません。②療養の給付と直接関係のないサービス等の費用に該当するため、抵触しません。

問4：医療機関内に小売業に該当する売店があります。①レジ袋有料化の対象でしょうか。②レジ袋を有料化する際、いくらにすればよいのでしょうか。③レジ袋を有料化しなくても良い方法はありませんか。④レジ袋有料化に関して何か罰則等がありますか。

答：①売店は小売業ですので、有料化の対象となります。②1円以上の金額を設定し、その金額が消費者に分かるように提示されていなければなりません。③紙袋等、プラスチック製でないものは有料化の対象外です。また、プラスチック製の袋でも持ち手のないものは持ち運ぶための袋ではないとみなされ、有料化の対象にはなりません。④プラスチック製買物袋の排出抑制が著しく不十分と認められるときは、取組容器包装リサイクル法第7条の7の規定に基づく勧告、命令、及び同法第46条の2の規定に基づく罰則の対象となります。

ご不明な点がございましたら協会までご連絡ください。

